

令和2年（ワ）第26002号 損害賠償請求事件

原告ら (閲覧制限) 外3名

被告 学校法人聖マリアンナ医科大学

### 被告第3準備書面

令和3年11月1日

東京地方裁判所民事第7部合議2係 御中

被告訴訟代理人弁護士

青 木 浩

文



同 弁護士

和 泉 宏

陽



代

本準備書面では、原告第3準備書面に対する認否、反論を行う。なお、略記の意義については、特段の断りのない限り、従前の被告主張書面の例による。

## 第1 「3 被告の責任原因」(原告第3準備書面・2頁)について

### 1 被告法人自体の故意不法行為責任を問う主張について

(1) 原告らは、「原告が一義的に主張するのは、代表者の行為についての法人の責任を定めた一般社団法人法第78条等に基づく責任ではない。民法第709条に基づく、被告法人それ自体の不法行為責任である。したがって、被告理事長自身の故意は関係ない」と主張する。

かかる主張は、法人代表者や法人の被用者といった自然人の行為を媒介することなく、法人それ自体に不法行為責任を認めようとする見解に立脚するものと思われるが、かかる見解は実務上一般的ではなく、被告はこれを争うものである。

(2) 一般不法行為の成立要件である「故意又は過失」は、自然人の精神的容態であり、結局のところ、法人の不法行為責任における故意又は過失とは、自然人たる当該法人の代表者の故意又は過失を意味すると解さざるを得ない。学校法人の代表者が職務を行うにつき故意または過失により他人に損害を加えたときは、私立学校法第29条、並びに同条により準用され、読み替えられている一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第78条に基づき当該法人が損害賠償責任を負い、代表者以外の法人構成員が業務の執行につき故意または過失により他人に損害を加えたときは、民法第715条1項の規定により当該法人が損害賠償責任を負うというのが現行法の建前である。

(3) 東京高裁昭和63年3月11日判決(クロロキン薬害訴訟控訴審判決)も「法人の不法行為責任は、当該法人がいかに企業規模が大きくて社会的、外見的にはいかにも実在の人間のように活動しているかにみえても、それは結局のところ機関の存在を不可欠としており、具体的、法律的には右機関を通じて活動するほかないものであるとともに、立法論としては兎も角、我国の民法における法人の不法行為に関する実定法の体系上は、法人の不法行為については、民法44条(被告注:改正後の一般社団法人及び一般財団法人に

関する法律第78条に相当する。)ないしは同法715条によってこれをみるほかなく、同法709条によってこれをみるべきものではないというべきである、と判示しており、法人自体の不法行為責任を明確に否定している。

- (4) したがって、被告法人自体の不法行為責任を問う旨の原告らの主張を認めることはできない。法人の故意不法行為責任が認められるためには、あくまで代表者理事長に故意が認められる必要があるところ、第三者委員会によってもこの点が明確に否定されていることは、答弁書・13頁以下にて指摘したとおりである(甲2・53頁)。

## 2 被告代表者たる理事長の監督義務違反を問う主張について

原告第3準備書面・3頁・ウにおいて引用されている記載が第三者委員会調査報告書(甲2)に存在することは認め、主張は争う(なお、同準備書面にて指摘されているページ数が、原告ら自身が甲2に付した数字と異なることを念のため指摘する。))。

なお、第三者委員会調査報告書(甲2)・15ないし16頁以下を見てもわかるように、被告大学の入試制度においては、入試委員会の独立性維持の観点から、理事長が入試委員会の人選や運営等に関与することはそもそも予定されていなかった。したがって、被告理事長に入試委員会に対する法的な監督義務違反を認めることは困難といわざるを得ない。

## 3 被告の使用者責任(民法715条1項)を問う主張について

被告の使用者責任の前提となる、A元入試委員長ら4名の一般不法行為の具体的内容が不明確ゆえ、否認ないし争う。

少なくとも、A元入試委員長らが「入試へ受験生を募集し、入試に参加させ、入試を実施していた」ような事実はない。

以上